

大阪市水道事業管理規程第23号

大阪市水道局職員の賠償責任に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局職員の賠償責任に関する規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(予算執行職員等の補助者の指定)</p> <p>第2条 法第34条において読み替えて準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8の規定により企業管理規程で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める職にある者とする。</p> <p>(1) 支出負担行為</p> <p>ア 大阪市水道局長（以下「局長」という。）の決裁を要するものにあつては、<u>主管部長（担当部長を含む。以下同じ）</u></p> <p>イ <u>部長が専決できるものにあつては、主管課長（場長、所長及び担当課長を含む。以下同じ。）</u></p> <p>ウ <u>課長が専決できるものにあつては、主管課長代理（副場長、副所長及び担当課長代理を含む。以下同じ。）。</u>ただし、<u>課長代理が置かれていないときは、主管担当係長</u></p> <p>[(2)～(4) 略]</p> <p>(5) 地方自治法第234条の2第1項の<u>監督</u></p>	<p>(予算執行職員等の補助者の指定)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 支出負担行為</p> <p>ア 大阪市水道局長（以下「局長」という。）の決裁を要するものにあつては、<u>主管部長（部長に準ずる者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>部長が専決できるものにあつては、主管課長（課長に準ずる者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>ウ <u>課長が専決できるものにあつては、主管担当係長（担当係長に準ずる者を含む。以下同じ。）。</u>ただし、<u>課長代理（課長代理に準ずる者を含む。以下同じ。）</u>があるときは、<u>当該課長代理</u></p> <p>[(2)～(4) 同左]</p> <p>(5) 地方自治法第234条の2第1項の<u>監督</u></p>

<u>及び検査</u> 監督職員及び検査職員を直接補助する 課長、課長代理又は担当係長	<u>又は検査</u> 監督又は検査につき責任を有する課長 を直接補助する課長代理又は担当係長
備考 表中の[ ]の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。